

★ 広島県心身障害者扶養共済制度条例施行規則の一部を改正する規則（規則第四号）（障害者支援課）

一 改正の要旨

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係条例の整備に関する条例において広島県心身障害者扶養共済制度条例の一部が改正され、年金管理者の欠格事項が見直されたことなどを踏まえ、様式を改めた。

二 施行期日

令和二年二月十三日